

平成27年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月18日(採決)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、本日、町長より、議案の撤回請求と追加議案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

また、議員発議1件の提出がっておりますので、この案件も本日の議題といたします。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案の撤回請求についてを議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、議案撤回の理由を御説明いたします。

平成27年9月16日に開催されました予算特別委員会におきまして、議案第58号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口の住民サービス向上のための1階フロアの全面改修及び情報システムのセキュリティーに万全を期すためのネットワーク整備を追加計上すべく提案しておりました。

そのうち、1階フロアの全面改修に係る部分について、改修内容に大幅な変更が生じたため、修正すべきと判断し、議案の撤回をするものでございます。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、議案の撤回請求については許可することに決定しました。

日程第2、議案の上程をいたします。

本日、町長から提出されております議案は、議案第61号の一議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまは、議案第58号の撤回につきまして御承認賜り、誠にありがとうございました。

それでは、改めまして議案第61号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)修正について説明をいたします。

本議案は、平成27年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,119万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,056万8,000円とするものでございます。

詳細な説明につきましては、議案第58号から修正した部分のみを申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税4,153万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費におきまして、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口業務の住民サービス向上のための1階フロアの改修及び情報システムのセキュリティに万全を期すためのネットワーク整備に、7,103万8,000円を追加計上するものであります。

当初、1階フロアの全面改修の予算を計上しておりましたが、現在行っている本庁舎の耐震診断調査において、本庁舎の耐震指標のI s値が0.4しかなく、震度6以上の揺れで倒壊または崩壊する危険性があるとの中間報告を受けたことから、必要最小限の改修に変更するものでございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) ただいま、提案理由の説明に対して大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第3、議案の委員会付託についてを議題といたします。

本日上程されました議案第61号は、議案付託表のとおり、ただいま設置しております予算特別委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、その通りに付託することに決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより直ちに予算特別委員会を開催いたしますので、議員の皆さんは全協室へお集まりください。

暫時休止 午前 10 時 5 分

再 開 午前 11 時 10 分

○議長(阿部 寛治) では、皆様方再開いたします。

日程第 4、議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第 5 号)。

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第 5 号)。

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同上第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、国民健康保険税の賦課限度額を改正する条例の一部に改正漏れがあったため追加改正を行ったものであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用するため、27 年度以後の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第48号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題にいたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第48号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条第2項及び同法第19条第9号に規定する個人番号の利用及び特定個人情報の提供を可能にする必要があるため、本条例を制定するものであります。

本条例の内容は、番号法で個人番号を利用できる社会保障関係の手続き、税務関係の手続き、災害対策に類する事務で、町独自の事務として、乳幼児子ども医療費の給付事務、重度障害者医療費の給付事務、ひとり親家庭等医療費の給付事務の3事務を本条例で規定し、個人番号の利用ができるようにするものであります。

また、教育委員会にも、特定個人情報の情報連携を可能にするための規定も併せて整備するものであります。

委員会では、個人番号の利用に伴い、特定個人情報の流出のおそれはないかとの質疑がありましたが、執行部は、情報の利用に個人番号を使用することはなく、秘匿性は高い、また、併せて各種セキュリティー強化を行い、流出防止に努めるという回答でありました。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第49号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第31条に基づき、保有する特定個人情報の保護を実施するにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものがあります。

番号法に規定される個人番号を含む個人情報である特定個人情報は、国の行政機関や地方公共団体間で、情報連携が予定され、町内でも個人番号を使った事務が行われます。

この特定個人情報は、従来の個人情報より厳格な保護、管理が求められております。

改正の主な内容は、特定個人情報ファイルの保有並びに特定個人情報の利用制限及び利用停止について規定するとともに、特定個人情報保護評価に関する事項を、篠栗町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務とすることを附則において規定されたもので、なお、この条例は平成28年1月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から一部施行されるのに伴い、所要の規定を整備するため、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、交付される通知カードの再交付手数料を1枚につき500円と定めるものであります。

なお、本条例は、平成27年10月5日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。



本案を委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第51号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第51号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成27年3月に策定された篠栗町都市計画マスタープランの重点施策である住民・事業者と行政の協働による都市づくりを行う一つの手法である地区計画制度を適正に運用する目的で、都市計画法第16条の規定に基づいて、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催等、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、住民または利害関係人が、地区計画等に関する都市計画の決定等について、申し出の方法を定めるものです。

この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の

制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第52号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について。

本条例は、本町における森林資源とバイオマスエネルギーを活用したバイオマス産業都市の可能性について調査検討を行うために、委員会を設置する必要があることから本条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、委員会の構成メンバーは、学識経験者、森林組合、住民の代表者など6人以内で組織し、その任期は、当該調査に対する答申を町長に行う平成28年3月31日までであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号 平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第53号 平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額97億9,899万7,921円。

歳出総額94億219万9,502円。

歳入歳出差引額3億9,679万8,419円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額7,709万円。

実質収支額は、3億1,970万8,419円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11、議案第54号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第54号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度篠栗町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 33 億 579 万 6,307 円。

歳出総額 33 億 9,064 万 2,526 円。

歳入歳出差引額マイナスの 8,484 万 6,219 円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス 8,484 万 6,219 円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 54 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 55 号 平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 55 号 平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 3 億 5,202 万 3,525 円。

歳出総額 3 億 5,100 万 8,426 円。

歳入歳出差引額 101 万 5,099 円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 101 万 5,099 円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定するために賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 56 号 平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 56 号 平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

なお、篠栗町流域関連公共下水道事業会計は、平成26年度から地方公営企業法を適用した会計に移行しましたので、本決算は、法適用後、最初の決算となっております。

地方公営企業会計について、下水道事業会計、収益的収入額（税込）8億385万4,750円。

収益的支出額（税込）7億8,912万657円。

当年度純利益（税抜）1,661万5,731円。

前年度繰越利益剰余金0円。

当年度末処分利益剰余金1,661万5,731円です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分1,661万5,731円。

自己資本に組み入れ1,661万5,731円。

処分後の自己資本金3,651万4,075円。

処分後の繰越利益剰余金0円です。

次に、資本的収入額（税込）3億914万7,700円。

資本的支出額（税込）3億9,980万9,500円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する9,066万1,800円は、当年度利益剰余金処分量1,661万5,731円及び当年度損益勘定留保資金7,404万6,069円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14、議案第57号 平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第57号 平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成26年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成26年度篠栗町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

なお、篠栗町水道事業会計は、平成26年度から新地方公営企業会計を実施しています。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額(税込)4億7,179万7,310円。

収益的支出額(税込)4億9,965万4,308円。

当年度純損失(税抜)3,014万7,694円。

前年度繰越利益剰余金2億3,804万3,599円。

当年度末処分利益剰余金2億789万5,905円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する3,014万7,694円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた。

剰余金処分0円。

自己資本金に組み入れ2,058万7,005円。

処分後の自己資本金15億6,776万5,168円。

処分後の繰越利益剰余金2億789万5,905円です。

次に、資本的収入額(税込)0円。

資本的支出額(税込)1億2,798万5,524円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億2,798万5,524円は、当年度

消費税資本的収支調整額 2 2 9 万 6 9 6 円。

損益勘定留保資金 1 億 5 1 0 万 7, 8 2 3 円、及び減債積立金取崩額 2, 0 5 8 万 7, 0 0 5 円で補填いたしております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 7 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 1 5、議案第 5 9 号 平成 2 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 5 9 号 平成 2 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 7 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 億 1, 7 2 2 万 4, 0 0 0 円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分を 5, 4 1 3 万 9, 0 0 0 円追加補正し、退職被保険者等国民健康保険税医療給付費分現年課税分を 7 6 5 万 7, 0 0 0 円追加補正するもの、また国県交付金等の額の決定により予算整理するものが主なもので、歳出予算においては、後期高齢者支援金等の増額や平成 2 6 年度保険給付費などの精算に伴う償還金 5, 2 9 1 万 5, 0



00円の追加補正、退職被保険者償還金765万6,000円が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第60号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第60号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ970万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億186万6,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分を809万9,000円追加するものと、繰越金を158万3,000円追加するものが主なものであります。

歳出予算では、平成26年度の保険料滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金966万7,000円の追加補正が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

ただいま、予算特別委員会に付託中の議案第61号について、委員会の審査が終了しましたので、議案第61号を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議案第61号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第61号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)修正についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第61号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)修正について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,119万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,056万8,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、地方特例交付金394万7,000円。

国庫支出金のうち、母子保健事業費負担金 1 6 9 万 2, 0 0 0 円。

県支出金のうち、工場適地調査補助金 5 0 0 万円。

繰越金 1 億 1, 9 7 0 万 8, 0 0 0 円を、町債のうち臨時財政対策債 7 2 5 万 9, 0 0 0 円。

防災対策事業債 2, 0 0 0 万円。

地域活性化事業債 3, 2 4 0 万円をそれぞれ増額補正し、地方交付税のうち、普通交付税 4, 1 5 3 万円を減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、総務費において、バイオマス産業都市構想計画策定に 3 5 0 万 2, 0 0 0 円。

篠栗北地区産業工業団地予定地の地質調査に 2, 1 6 7 万 6, 0 0 0 円。

マイナンバー施行に伴う情報セキュリティ対策及び庁舎フロアのレイアウト変更費用に 7, 1 0 3 万 8, 0 0 0 円の増額。

民生費において、国県補助金返還金に 1, 0 4 1 万 5, 0 0 0 円の増額。

衛生費において、療育医療費に 4 0 0 万円の増額。

国県補助金返還に 8 3 万 8, 0 0 0 円の増額。

商工費において、若杉地区の公衆トイレの増設費用に 3, 3 6 9 万 6, 0 0 0 円の増額。

観光農園調査委託業務については、2 7 0 万円の減額。

土木費において、下町・若杉線道路拡幅のための用地先行取得経費 5 7 0 万円。

七曲り線防災工事費 2, 0 0 0 万円。

健康広場の測量費用として 2 5 8 万 7, 0 0 0 円の増額。

消防費において、消防小型ポンプの購入費用に 3 4 8 万円の増額などです。

地方債では、地域活性化事業債において、起債の限度額 3, 2 4 0 万円を追加し、臨時財政対策債の起債の限度額が 4 億 1, 0 0 0 万円から 4 億 1, 7 2 5 万 9, 0 0 0 円に、また、防災対策事業債の起債の限度額が 7, 3 0 0 万円から 9, 3 0 0 万円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対討論から。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、請願1号「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 請願1号「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

本請願は、篠栗町大字和田910番地175、一ノ瀬治茂氏から提出されたものであります。

請願の主な内容は、以下のとおりです。

平成23年度に義務標準法が改正され、平成24年度は加配措置とはいえ、前年度の1年生に引き続き、小学2年生の35人以下学級が実現した。

さらに、中学3年生までの35人以下学級を実現すべく、概算要求を行ったが今だけに実現には至っていない。

文部科学省が平成22年に実施した今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中学校の学級規模として6割以上が、26ないし30人の規模が望ましいという意見をあげている。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、だれもが一定水準の教育を受けることができるということですが、しかしながら、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件整備面における格差も生み出している。

なお、GDPに対する教育支出の割合は、OECD加盟国31カ国の中でも、日本が最下位であり、こうした面からも教育予算の充実は早急に行われるべきである。

そこで、平成28年度の政府予算編成において。

1、少人数学級を推進すること。

当面、小学校3年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。

2、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18、発議第2号 篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を広報編集特別委員長に求めます。

今長谷委員長。

○広報編集特別委員長(今長谷 武和) 提案理由の説明をいたします。

発議第2号 篠栗町議会 議長 阿部寛治 殿。

篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び篠栗町議会会議規則(昭和39年会議規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

平成27年9月8日、提出者、篠栗町議会広報編集特別委員会委員長 今長谷武和、提出理由、本委員会の所掌事務に新たに広聴に関する事務を規定するため、本条例の一部を改正するものである。

はい、内容を説明いたします。

本委員会の主とする事務は、議会広報の編集発行であります。

これまで議会だよりの発行に当たっては、住民に親しみやすく、分かり易く住民目線に立った紙面づくりを第1に心がけ、編集に当たってまいりましたが、地方創生の総合戦略策定を機に、今後さらに住民参加型の紙面づくりを実践していくため、広報広聴機能を果たす委員会として、広報の編集発行はもとより、町内で活動しておられる団体の方々等との意見交換会などの実施に取り組み、その成果を議会だよりに掲載して、議会広報の充実を図り、町民の皆様の議会への理解と関心を高めるとともに、町政への繁栄を図ることを目的とするものです。

改正の主な点は、新旧対照表で説明いたしますと、まず題名、篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例を篠栗町議会広報広聴委員会設置条例に改め、第1条の見出し、目的を設置に改めて、これまでの主な事務であった議会広報の編集発行に加えて、町民の意見を広聴する意見交換会などの開催や組織並びに会議の運営等について、新たに規定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいま、提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでタブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

はい、ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

専決処分1件、人事案件5件、条例の制定5件、平成26年度一般会計ほか特別会計の決算の認定について3件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について2点、本日御審議いただきました追加議案も含めて、平成27年度補正予算3件の上程をいたしました19議案について、全て可決、認定を御承認いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本定例会における議案第58号 平成27年度一般会計補正予算(第2号)の審議において、開会日の提案理由にて御説明しておりました情報システム管理費において、レイアウト等を大幅に変更を余儀なくされたにもかかわらず、金額の修正をせずに提案いたしました。

予算特別委員会での御審議の過程において、厳正なる予算審査を蔑ろにするものであり、予算執行の透明性を損なうものであるとの御指摘を受け、議案第58号を取り下げ、新たに議案第61号として修正御審議いただきました。

当初予定された議事日程を変更する事態となりましたことは、執行部として大い

に反省すべきであり、今後かかることのないよう、議案については十分検討を重ねた上で上程し、客観性の高い説明資料に基づき御審議賜るよう努めてまいります。

今後とも、何とぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

平成26年度決算の認定をいただきましたが、監査委員の御指摘にはありましたとおり、経常収支比率や財政力指数が悪化したことを踏まえ、歳入において自主財源の増加を目指すとともに、歳出においては、さらなる効率化による削減を目指して、役職員一同、今後とも努力して参ることをお約束いたします。

また、本定例会においては、篠栗町の明るい将来に向かっての前提を支える、前進を下支えするべく、篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例、篠栗町バイオマス産業都市構想認定に向けた補正予算等御審議、御承認賜りました。

これまで進めてまいりました篠栗町第5次総合計画、篠栗町「ささぐりみんなの道標」や篠栗町改定マスタープランのビジョンを具体化するための大事な手だてであります。

国の地方創生における篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とも呼応させまして、実現可能な事業を着実に進める所存でございます。

さて今回、今国会では、集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案等の審議が大詰めを迎えております。

マスコミは、安倍首相が切れ目のない安全保障を掲げているに対して、歯止めのない安全保障となる危惧をさらしているとして、国民の多くが納得してないと批判的な論調であります。

今日にも成立する可能性のある本法案をめぐる今後の状況について、我々も国民の1人として大きな関心を持って注視してまいりたいと思っております。

篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けての現在の状況でございますが、年内策定に向けて、着々と議論を重ねている状況でございます。

取り組み当初から説明しておりましたとおり、平成28年1月中旬以降に、平成27年度の国の補正予算による各種事業への交付金の開示が予想されますが、その時点において主体的に申請に動けるよう、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略を完成させたいと考えております。

昨年度も申し上げましたが、9月の定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、御意見を賜ることは、本年度の後半における行政施策、事業の展開において力強い後押しとなるものでございます。



軌道修正を加えながら、平成27年度当初予算に盛り込んだ諸施策について、着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、翌年度以降の篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

10月以降執行部におきまして議論を深め、平成28年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましても、各自が日頃からお考えの町の課題について御意見を賜ればありがたいと存じます。

何とぞよろしく願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、諸案件の解決と篠栗創生のために努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続き御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会平成27年度第3回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時15分